

# 会 議 記 録

会議名称		第71回杉並区環境清掃審議会
日時		平成30年7月25日(水)午後2時01分～午後3時46分
場所		区役所第3・4委員会室(中棟5階)
出席者	委員名	竹内会長、中川副会長、石山委員、岩渕委員、岡村委員、清水委員、住田委員、田中委員、内藤委員、永井委員、古谷委員、松井委員、六車委員、八木委員、渡辺委員、脇坂委員、中丸委員、吉川委員 (18名)
	区側	環境部長、環境課長、ごみ減量対策課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、みどり施策担当課長、建築課長代理
傍聴者数		0名
配付資料等	事前	
	当日	次第 席次表 杉並区環境清掃審議会委員名簿 杉並区環境清掃審議会の所掌事項等の主なものについて(別紙1) 平成30年度杉並区環境清掃審議会開催スケジュール等について(別紙2) 杉並区環境基本計画(概要版) 杉並区みどりの基本計画(概要版) 杉並区緑地保全方針(概要版) 杉並区一般廃棄物処理基本計画 平成29年度杉並区みどりの実態調査(第10回)結果の報告について(資料1) 平成29年度杉並区みどりの実態調査報告書及び概要版 平成29年度ごみ収集量及び資源回収量について(資料2)
会議次第		議事内容 委嘱式 1 杉並区環境清掃審議会委員委嘱 2 部長挨拶 第71回杉並区環境清掃審議会 1 委員自己紹介 2 説明員紹介 3 会長選出 4 副会長選出 5 職務代理者指名 6 環境清掃審議会の所掌事務及び関連計画説明 (環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画及びみどりの基本計画) 7 議題(報告事項) (1)平成29年度杉並区みどりの実態調査(第10回)結果の報告について (2)平成29年度ごみ収集量及び資源回収量について 8 その他

<p>発言者</p>	<p>第71回環境清掃審議会発言要旨 平成30年7月25日(水)</p> <p>発言要旨</p>
<p>環境課長</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、第71回環境清掃審議会を開会させていただきます。</p> <p>このたび7月1日付で環境課長となりました。どうぞ皆様、よろしくお願いいたしますします。</p> <p>本日は、第8期となります環境清掃審議会の初回ですので、会長の選出まで私が進行させていただきます。</p> <p>委嘱状につきましては、席上に配付をさせていただきましたので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、審議会の開会に先立ちまして、環境部長からご挨拶を申し上げます。</p>
<p>環境部長</p>	<p>皆さん、こんにちは。環境部長でございます。</p> <p>杉並区環境清掃審議会の委員就任をご快諾いただき、また、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本来、区長より委嘱とご挨拶を申し上げさせていただくところではございますが、別の公務がございまして、かわりまして一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>杉並区では、平成24年3月に杉並区基本構想(10年ビジョン)を定めまして、「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」を将来像に掲げ、10年間の総合計画と3年ごとの実行計画を定めています。環境施策につきましても、それぞれその目的に沿って、今、実行に移しているところではございますけれども、現在、最後の3年間、31年から33年度までの計画改定を行っているところでございます。</p> <p>また、これに先立ちまして、「区民一人ひとりが創る持続可能な環境都市 杉並」を目標といたしました杉並区環境基本計画と一般廃棄物処理基本計画につきましては、昨年改定させていただいたところです。</p> <p>こちらにつきましては、本日、ご出席いただいております委員の方々の半数近くが継続の就任ということですが、昨年の会議録等を拝見させていただきましたところ、本当に細部にわたりましてさまざまな観点からご意見、ご助言をいただきまして、それをもとに改定させていただいたところでございます。</p> <p>その意見の中には、PDCAのCとA、チェック、アクションのところをしつ</p>

環 境 課 長	<p>かりと、というご意見を多くいただいておりますので、その辺は肝に銘じて取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>少々話題が変わりますけれども、現在、西日本の集中豪雨による被災地支援として、杉並区の職員を岡山県総社市に送り出しております。連日猛暑といえますか、酷暑の中、いろいろ作業を行っていただいておりますが、本日、第3次支援の職員を送り出したところでございます。</p> <p>この西日本の想像に堪えない、本当に物すごい雨量でしたが、昨日の新聞報道によりますと、やはり現在の温暖化がこのまま継続していきますと、2040年ぐらいには世界の気温が大体1.5度ほど上がっていくと。そうしますと、やはり世界のあちこちで猛暑や豪雨が発生するというような記事がございました。そうしたことから、今、世界規模で環境問題につきましてはさまざまな議論がなされ、取り組み、対策が行われているところではございますけれども、そうした中で、一自治体として、杉並区に何ができるかという、限りはございます。一方で、やはり環境に関しましては、区民、国民一人一人が、また、個々の事業者が環境保全は大切だという自覚と意識を持って行動していくことが、ひいては地球規模の環境の改善につながるものと考えています。そうした意味からも、やはり意識啓発が大変重要だなと考えております。</p> <p>先日、区立の中学生が職場体験ということで職員と一緒にごみの収集等を行っていただいたのですけれども、その報告といえますか、お礼のお手紙が来まして、その中では、「やはりごみの分別は重要だということがわかりました」また、「ごみの減量、ごみの分別につきましては一人一人の自覚が大切だ」そういったような記載がございまして、彼らは、これからもずっとそういうことを意識してやっていただけるのだなというふうに考えています。</p> <p>このような形で、やはり区民一人一人の心に訴えるような意識啓発を伴いました取り組みというのは非常に重要だと考えています。委員の皆様には、さまざまな観点からいろいろなご意見、ご助言をお願いしたいと考えています。</p> <p>最後になりますけれども、今後2年間、区の環境施策にご協力をいただくことをお願いいたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の出席委員は、17名ですので、定足数に達しており、有効に成立しています。</p> <p>なお、傍聴者は、現時点ではいらっしゃいません。</p>
---------	---

		<p>では、お手元の次第に沿いまして進行させていただきたいと存じます。</p> <p>本日は初回ですので、恐縮ではございますが、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>順番はお席の順番ということで、U委員から自己紹介をお願いします。</p>
U	委員	どうぞよろしくお願いいたします。
S	委員	こんにちは。前期に続いて2期目となりますので、よろしくお願いいたします。
R	委員	よろしくお願いいたします。
Q	委員	3期目となります。最後の期となりますので、少しでも区のお力に、意見が何らかの形で役に立つことを願って、あと2年務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
O	委員	よろしくお願いいたします。
N	委員	何分初めてなもので、何もわかりませんので、よろしくお願いいたします。
M	委員	私も初めてですので、いろいろ勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
L	委員	今後ともよろしくお願いいたします。
K	委員	10年前に1期、この委員を務めさせていただいて、もう来ることはないなと思っていましたけれども、予定していた人が、ぜひやりたいと言っていた人が来られなくなりまして、そのかわりといえますか、そういう立場ですけれども、何とか一生懸命やろうと思っております。再任ですけれども、よろしくお願いいたします。
J	委員	よろしくお願いいたします。
I	委員	2期になりました。よろしくお願いいたします。
G	委員	今回2期目となりますので、区民の目線を忘れずに、審議会に参加したいと思います。よろしくお願いいたします。
F	委員	よろしくお願いいたします。
E	委員	個人的なことになりますが、親子3代にわたって、私自身も60年、清掃工場のある高井戸に住んでおります。何もわかりませんが、ごみを出す1人としてお話を聞けたらと思っております。よろしくお願いいたします。
D	委員	環境学の中で環境教育を専門にしております。どうぞよろしくお願いいたします。
C	委員	専門は環境エネルギーです。埋め立て処分地の問題とかいろいろ報告を聞きますと、もうごみのほうも目を向けないと大変な状態になるなと思っております。初めての参加ですけれども、よろしくお願いいたします。

B 委 員	<p>こんにちは。2期目になります。専門は環境工学で、今まで廃棄物とされていたものを有価資源に変えるというような研究を行っております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
A 委 員	<p>3期目になります。よろしくお願ひします。専門は環境科学と計算化学です。仕事として、公害とか大気汚染といったものを担当してまいりました。よろしくお願ひします。</p>
環 境 課 長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、区側の説明員の自己紹介をさせていただきます。</p>
環 境 部 長	<p>改めまして、環境部長でございます。7月1日付で異動になりました。これまでも環境には関心は持っていたつもりではおりましたけれども、初めて環境部に来ましていろいろ資料を見ますと、知らないことが多いなと思っております。その辺も勉強しながら、環境基本計画ですとか環境配慮行動をしっかりと踏まえながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
環 境 課 長	<p>改めまして、環境課長でございます。7月1日から環境課長になりました。環境セクションは初めてでございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
ごみ減量対策課長	<p>こんにちは。ごみ減量対策課長でございます。私もこの4月から来ましたけれども、10年前にも清掃管理課長ということでごみの担当をやっておりました。どうぞよろしくお願ひします。</p>
みどり施策担当課長	<p>都市整備部みどり施策担当課長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
杉並清掃事務所長	<p>杉並清掃事務所長でございます。今年もよろしくお願ひいたします。</p>
方南支所担当課長	<p>同じく清掃事務所方南支所担当課長です。この4月から参りました。よろしくお願ひいたします。</p>
建築課長代理	<p>建築課長代理出席ということで参りました。よろしくお願ひいたします。</p>
環 境 課 長	<p>以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、環境清掃審議会条例第4条第1項の規定に基づきまして、会長の互選をしていただきます。</p> <p>会長の選任方法について、ご意見はございますでしょうか。</p>
I 委 員	<p>前回、副会長をされていたA委員がよろしいかと思っておりますので、推薦いたします。</p>
環 境 課 長	<p>というご意見がございましたが、ほかにご意見はございますでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、A委員にお願ひしたいと存じますけれども、いかがでしよ</p>

<p>会 長</p>	<p>うか。（拍手）</p> <p>A委員、第8期環境清掃審議会の会長をお願いできますでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。では、よろしく願いいたします。</p> <p>恐れ入りますが、会長席にお移りいただけますでしょうか。</p> <p>では、会長就任のご挨拶と議事の進行をお願いいたします。</p> <p>ご指名もございまして、ご賛同いただけたということで、大変恐縮ですが、会長を引き受けさせていただきます。前任の会長のような迫力のあるようなタイプではございませんが、できる限り杉並区内の環境行政に協力していきたいと思えます。皆様のご協力も必要かと思えますので、ぜひよろしくお願いいたします。</p> <p>では、早速ではございますが、議事を進めさせていただきます。</p> <p>副会長の選出につきましては、環境清掃審議会条例施行規則第5条の規定により、委員の互選となっております。</p> <p>私から推挙させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。それでは、今期が2期目となります、これまでの経緯につきましてもよくご存じのB委員をお願いできればと思えます。いかがでしょうか。（拍手）</p> <p>ありがとうございます。それでは、B委員、よろしく願いいたします。</p> <p>どうぞ、こちらの副会長席にお移りください。</p> <p>B委員、ご挨拶を。</p>
<p>副 会 長</p>	<p>副会長を務めさせていただくことになりました。私も2期目となりましたので、力不足ではございますけれども、会長を支えて頑張ってまいりたいと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次に、環境清掃審議会条例第4条第3項に基づく職務代理者についてですが、こちらは会長が指名することになっておりますので、副会長を指名させていただきます。</p> <p>それでは、次第に沿いまして「所掌事務及び関連計画説明」を事務局からお願いいたします。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>では、まず、本日お配りした資料の確認をさせていただきたいと存じます。</p> <p>本日の次第をご覧ください。</p> <p>配付資料は全部で10点ございます。「杉並区環境清掃審議会委員名簿」、「杉並区環境清掃審議会の所掌事項等の主なものについて（別紙1）」、「平成30年</p>

度杉並区環境清掃審議会開催スケジュール等について（別紙2）」、「杉並区環境基本計画（概要版）」「杉並区みどりの基本計画（概要版）」「杉並区緑地保全方針（概要版）」「杉並区一般廃棄物処理基本計画」の冊子、「平成29年度杉並区みどりの実態調査（第10回）結果の報告について（資料1）」、「平成29年度杉並区みどりの実態調査報告書及び概要版」。報告書は分厚い冊子で、一番後ろにつづっています。そのほか「平成29年度ごみ収集量及び資源回収量について」、「資料2」と右上に書いてあるものです。

以上、10点でございます。

不足などありましたら、お手を挙げていただけますでしょうか。

また、その他、席次表を置かせていただいております。

本日の議題となっております(8)の資料1及び(10)の資料2については、事前に郵送させていただいておりますが、再度、席上に配付をさせていただいております。

それから、席上に置かせていただいております厚いファイルですが、こちらは根拠法令や関連計画などがつづっております。こちらは会議中にご活用いただければと存じます。持ち帰るのは大変ですので、置いていっていただければ、また次回もご用意いたします。

今回は、全ての資料を席上配付させていただきましたが、次回からは、基本的には事前に資料を送付させていただきますので、そちらをご持参いただければと考えてございますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は第1回目の審議会ですので、始めに、審議会の設置目的と所掌事務をご説明させていただきたいと存じます。

お手元の別紙1「杉並区環境清掃審議会の所掌事項等の主なものについて」と別紙2「平成30年度環境清掃審議会開催スケジュール等について」をご覧くださいと存じます。

まず、別紙1ですが、当環境清掃審議会の所掌事項についてです。

所掌事項としましては、区長の諮問に応じ調査・審議・答申していただくものがございます。1の(1)「杉並区環境基本計画及び杉並区環境配慮行動指針に関すること」、(2)が「廃棄物の適正な処理及び再利用の促進の基本方針に関すること」、(3)の「その他、重要な事項」については、環境清掃審議会施行規則に定められていて、①から⑥までございます。環境影響評価法に規定する環境影響評価準備書に対する区長の意見に関することなどでございます。⑥は、その他会

長が特に必要と認める事項とさせていただきます。

また、調査審議するだけではなく、2としまして、前項各号の事項に関し、意見を述べることができるとされています。

また、調査・審議・所掌事項とは別に、区からご報告させていただくことがございます。報告事項につきましては、こちらも3つございまして、1つ目としましては、少なくとも年1回、環境基本計画及び環境配慮行動指針に関する施策の状況を報告しなければならないと、環境基本条例で定まっています。

2つ目としまして、杉並区みどりの基本計画を策定しようとするときは、当審議会の意見を聞くものとする、これはみどりの条例で定まっています。

また、3番目としまして、大規模建築物等の報告をすることとなっております。こちらは、先ほどのその他、会長が特に必要と認める事項でございます。

参考としまして、現行の各計画の計画期間について記載してございます。杉並区基本構想は平成24年度から33年度、環境基本計画は平成30年度から33年度、一般廃棄物処理基本計画は平成30年度から33年度、みどりの基本計画は平成22年に改定をいたしまして、中間年次を平成30年、目標年次を平成44年として設定してございます。

次に、別紙の2をご覧ください。

今年度の環境清掃審議会の開催スケジュール等を、イメージがつかみやすいようにしたものです

グレーになっている第7期というのは前回までのことです。今期は第8期で、第71回から始まります。本日7月25日が第71回でございまして、記載のとおり2つの報告をさせていただきます。

次回は12月頃、主な議題としては、環境白書の報告等を予定しています。

第73回は3月頃を予定しておりまして、大規模建築物等に関する報告、区政モニターアンケート又は区民意向調査による「環境配慮行動等」に関する調査結果について報告をさせていただきます。また、「杉並区みどりの基金の運営状況について」ですが、こちらは31年度になるかもしれませんが、現在のところ、3月を予定しています。

今期につきましては、環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画の改定予定はございませんが、右側に、計画の進行管理とあるとおり、計画に基づく事業がしっかりと実行されているか、その結果はどうなのかというところを評価していくチェックの期間に当たると思っています。そして、その結果を評価して、次の計画

<p>会 長</p>	<p>に反映させていくというアクションにつながるものと考えております。</p> <p>別紙1、2を使いまして、所掌事項等を説明させていただきました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>半分の委員が新しくなったということですので、審議会の所掌事務というか、事項が書いてありますけれども、よくわからないと思います。正直にわからないときはぜひ質問をしていただければと思います。</p> <p>私のほうから少し補足をしますと、別紙1のⅡです。その3番、大規模建築物等の報告、これにつきまして、私は3期目ですが、最初のころは非常に細かい図面と詳細な説明をしていただきましたが、そこでかなりの時間が、かかっていました。そこで、前会長が、もう少し簡略化して年に1度の報告にしてはどうかということで、平成28年度から、少し簡略したものにしていただきました。ただ、今度は簡略をし過ぎてしまったので、次回の報告ではもう少し、文字だけではなくて、図を使ったり、全体としての植物の植わり方といったような見える化のようなことをしてほしいといったご意見がございました。</p> <p>先に申し上げますが、事務局のほうで、第3回目、3月になるかと思うのですが、そのあたりの大規模建築物等に関する報告では、そういった意見を反映させた形でぜひとも報告していただきたいというのが前からの話となっています。</p> <p>それから、別紙2のほうですが、一番最後に、「次期計画策定へ」となっております。今回というか、前回ですかね。第7期までで諮問・答申しまして、それを反映させたものは、平成33年度までの計画となっております。したがって、次期の計画策定というのは、平成34年度以降のものを恐らく平成33年度に検討することになるかと思います。</p> <p>よって、今回、第2回目、12月にいろいろなご意見をいただいたりするかと思いますけれども、そういったご意見は、かなり先になりますが、平成34年度以降の計画の中に盛り込まれていくというように考えて、捉えていただきたいというふうに思います。</p> <p>これは、私からの補足です。</p> <p>どうでしょうか。これにつきまして、質問等ございましたら、どうぞ挙手をお願いいたします。</p>
<p>N 委 員 会 長</p>	<p>大規模建築物とは、どのぐらいの大きさを言うのですか。</p> <p>お願いします。</p>

環境課長	<p>お答えします。</p> <p>大規模建築物の報告対象としましては、延べ床面積が3,000平方メートル以上の建築物、また、開発行為の対象となる区域の面積が5,000平方メートル以上のもの、敷地面積が3,000平方メートル以上の建築物の建築に伴う緑化計画についてです。</p>
N 委員 会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、続きまして、関連計画の説明とご報告をお願いいたします。</p>
環境課長	<p>当審議会に関連する計画はほかにもありますけれども、本日は、主な計画として、3つの計画の概要説明を所管課長からさせていただきます。</p> <p>まず、私からは、環境基本計画の概要説明をさせていただきます。</p> <p>環境基本計画の概要版をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>環境基本計画は、当審議会から昨年10月に答申をいただいて策定したものですので、前からいらっしゃる委員の方には必要ないかと思っておりますけれども、改めまして、第8期の第1回ということでご説明させていただきます。</p> <p>1ページおめくりいただきまして、左上、「計画の位置づけ」とあるところをご覧ください。</p> <p>杉並区環境基本計画は、環境基本条例第9条に基づきまして、地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、もって地球環境の保全にも貢献していくための計画です。また、同時に、区民、事業者が取り組むべき項目を示した環境配慮行動指針でもございます。</p> <p>杉並区基本構想に定めます杉並区の将来像「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」の実現に向けた、環境分野における計画でありまして、区の環境施策を展開していくための基本的な方向性を示すものでございます。</p> <p>計画の期間は平成30年、2018年度から平成33年、2021年度まで、区の総合計画終期に合わせて4年間となっています。</p> <p>計画の目標は、「区民一人ひとりが創る持続可能な環境住宅都市 杉並」としており、基本目標が5つございます。</p> <p>次のページとなりまして、基本目標のI「低炭素・循環型のまちをつくる」です。具体的な取り組みとしましては、1つ目が「地球温暖化防止への取組」で、太陽光発電機器の普及促進などによる再生可能エネルギーの活用拡大により、低</p>

炭素自立分散型エネルギーの導入を進めます。

主な取り組みとしまして、省エネルギー対策の推進、区立施設における再生可能エネルギーの利用拡大、区役所における省エネルギー対策の推進、次世代自動車の普及促進がございます。

こちらの目標は、エネルギー消費量を平成22年度比で12%削減としています。これは、平成33年度までの目標でございます。

平成22年度は2万411、単位はテラジュールです。これを平成33年度には1万7,962テラジュールにするというのが具体的な数値目標です。

また、2つ目としまして、「循環型社会を目指す取組」として、ごみ資源の分別の徹底や生ごみの減量によって資源を有効利用して、廃棄物をできるだけ少なくすることで、持続可能な社会を築いていくというものでございます。

主な取り組みといたしましては、食品ロスの削減、「杉並もったいない運動」の推進、フードドライブの実施、不燃ごみの資源化の推進、小型電子機器リサイクルの推進、「都市鉱山からつくる！みんなのメタルプロジェクト」への参加等です。

主な目標としましては、区民一人1日当たりのごみ排出量を450グラムにするというもので、平成28年度の数値は474グラムでございます。これを平成33年度には450グラムにするということです。

1枚おめくりいただきまして、基本目標のⅡ「区民の健康と生活環境を守るまちをつくる」です。

具体的な取り組みについてご説明いたします。

1つ目は、「自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組」。自動車交通に起因する環境負荷の軽減を図る対策として、燃料効率の高い低公害型の自動車や電気自動車、燃料電池自動車などの利用促進、徒歩や自転車、公共交通機関での移動の促進などを進めます。

主な取り組みとして、次世代自動車の普及促進を図るため、電気自動車や燃料電池自動車の普及啓発、充電設備の助成などを行います。また、公用車への導入を検討いたします。

こちらは、「光化学スモッグ注意報の発令ゼロ」を目標としています。平成28年度は、光化学スモッグ注意報の発令は2回でした。

2つ目は、「化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組」。区民の健康に悪影響を与えるおそれのある有害化学物質を減らすため、区内関連事業所を対象に

調査を行い、適正管理化学物質などの排出状況を把握するとともに、有害化学物質の取り扱い方法等の情報提供や指導を行います。

有害化学物質に関する情報の収集と提供、アスベストの適正処理の指導、ダイオキシン類などの有害化学物質調査の実施等を主な取り組みとしています。

目標は、「適正管理化学物質の排出量」を年間8,000キログラムにするというものです。現在の数値は、平成28年度の数値は、8,173キログラムで、これを8,000キログラムにするというものです。

3つ目としまして、「その他の公害を防ぐ取組」。事業者による自主的な環境負荷削減を促進するとともに、法令や条例などに基づいた規制・指導を行い、事業所から発生する環境負荷を一層低減していきます。

主な取り組みは、騒音や振動、悪臭防止の啓発と指導等です。

目標は、騒音区内測定箇所（昼間）の環境基準を100%達成するというものです。区内の23地点で測定を行っておりまして、平成28年度は16地点で環境基準を達成していきまして、パーセントで言いますと69.6%、これを100%にするというものです。

参考ですが、この公害等の苦情の件数で言いますと、一番多いのが騒音、次が大气汚染、その次が悪臭と振動となっています。

次のページにまいりまして、基本目標のⅢ「自然環境が保全され、多様な生き物が生息できるまちをつくる」について。

1つ目は、「連続したみどりを保全・創出する取組」。みどりの拠点となる公的な空間の緑化を引き続き推進するとともに、拠点を河川や道路沿いのみどり等でつないでいくことで、みどりが連続するまちなみを形成し、景観の向上、生物多様性の維持を図っていきます。

主な取り組みとしましては、身近なみどりのネットワークづくり。拠点となる大規模な公園等のみどりを河川や幹線道路等のみどりにつないでいく。さらに暮らしの中にある屋敷林や農地、学校のみどりを接道部のみどりにつないでいきます。

主な目標は、接道部の緑化率30%です。平成24年度みどりの実態調査によりまして、平成24年度の数値は24.76%となっており、これを30%にしようという目標です。

2つ目が「自然生態系保全の取組」。区内の動植物や昆虫など生き物の生息環境を定期的に調査して、環境教育や環境学習に活用するとともに、生物多様性に

配慮した公園づくりや在来種の保護に関する取り組みを実施していきます。

主な取り組みとしましては、生物多様性に配慮した公園づくり、生き物生息場所の保全です。

平成24年度の緑被率22.17%を、25%にすることを目標としています。

3つ目が、「みどりや自然に親しめる取組」。地域の個性を生かした水辺空間づくりや、自然観察会、区民農園などにより、水とみどりに触れ合う場を増やすとともに、みどりや自然を育む心や知識の普及啓発、みどりのボランティア活動などの区民の緑化活動の支援を進めます。

こちらは、水とみどりに親しめる場の維持整備ということで、親水施設のある公園の整備が主な取り組みです。

目標は、平成28年度75.5%であった「みどりと水の触れ合いがよいと思う人の割合」を80%にするというものです。

続きまして、基本目標のIV「魅力ある快適なまちなみをつくる」です。

1つ目は、「美しく清潔なまちへの取組」で、たばこやごみのポイ捨て、放置自転車、ごみの適正排出などについて、区民や事業者への指導・啓発活動を通じてマナーの徹底を図るとともに、町会等地域と連携した路上喫煙対策や地域美化活動におけるボランティア活動を支援します。また、空き地、空き家は、樹木繁茂や悪臭、害虫発生など、周辺の住環境への影響が懸念されるため、実態把握に努め、適正な対応による解決を図ります。

2つ目が、「個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組」。杉並らしい景観づくりに当たっては、武蔵野の原風景ともいえる屋敷林などをみどりの施策と連携しながら、地域の貴重な景観自然として保全を図り、各地域が持つ特性を生かした景観づくりを進めます。

主な取り組みとしましては、管理が不良な空き地等への是正指導、景観まちづくりの推進などがございます。

目標は、杉並区のまちを美しいと思う人の割合を平成28年度時点の数値78.4%から85%にするというものです。

基本目標のVでございます。「区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる」。

1つ目が「環境教育、環境学習の拡充・推進」。学校教育との連携や環境団体との協働を進め、子供から大人まで幅広く区民を対象とした環境学習の機会の拡大を図り、環境に対する意識を高め、行動する地域社会をつくりまします。

<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>2つ目が「環境活動の推進」。さまざまな媒体を活用し、情報提供の一層の充実を図ります。また、環境活動促進の役割を担う人や、組織間の調整やネットワークづくりを担う人、環境教育・環境学習を支える人などの人材育成を行います。</p> <p>主な取り組みは、小中学生環境サミットの開催などです。</p> <p>主な目標としましては、環境に配慮した行動をしている人の割合を平成28年度の82.4%から100%にするというものです。</p> <p>以上、基本目標 I から V まで、それぞれの目標と主な取り組みを説明させていただきました。</p> <p>この計画の進行管理ですが、先ほどのスケジュールにもありましたとおり、PDCAサイクルに基づき、計画の継続的な点検、評価、見直しを行ってまいります。下にプラン、ドゥ、チェック、アクションというところの記載がございます。</p> <p>一番最後のページには、環境配慮行動指針について、主なものを記載しております。環境基本計画の冊子は、8月の中旬には皆様に郵送できるかと思えます。その中には、環境配慮行動指針全て記載されてございますが、ここでは抜粋した形で、区民、事業者それぞれ20ずつの指針を、記載させていただいています。</p> <p>環境基本計画の説明は以上でございます。</p> <p>ごみ減量対策課長です。杉並区一般廃棄物処理基本計画を説明させていただきます。</p> <p>杉並区一般廃棄物処理基本計画につきましては、清掃事業が東京都から移管されました平成12年、2000年に策定し、その後、国や東京都の動き、または社会経済状況の変化に的確に対応するために改定を重ね、本年4月に、4回目の改定を行い、現在、これに基づいて取り組んでいるところです。</p> <p>それでは、目次に沿って順次ご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、1ページ目の基本計画の改定の背景ですが、前回改定後の社会経済状況の変化や国や東京都の動きなどを踏まえ、区民、事業者、NPO、区が適切な役割分担のもとに一体となった行動指針とするため、改定をしたものです。</p> <p>3ページ、4ページをご覧ください。</p> <p>基本計画の位置づけと計画期間ですが、一般廃棄物処理基本計画につきましては、記載のとおり、杉並区基本構想（10年ビジョン）と、これを受けて作成された杉並区総合計画（10年プラン）の具体化を実現するため、法律に基づいて作成</p>
-----------------	---

したものです。環境基本計画とは相互に連携を図っております。

計画の期間は、平成30年度から平成33年度までです。

次が6ページで、本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画の2章で構成されています。まず、ごみ処理基本計画の改定に際しての評価と方向性についてご説明させていただきます。

記載のとおり、ごみの減量に関しましては、区民一人1日当たりのごみの排出量が、平成28年度は474グラムと23区最少となっており、区と区民の取り組みの成果と評価をしているところです。引き続き、生ごみの水切りなどをPRして減量に努めるとともに、年間3,400トンも発生している未利用食品の削減にも取り組んでまいります。

資源化に関しては、粗大ごみ、不燃ごみに含まれる金属の選別による回収や、使用済みの小型家電を東京オリンピック・パラリンピックの入賞メダルの材料とするプロジェクトに参加して回収するなど、回収量の増に積極的に取り組んでおり、粗大ごみ、不燃ごみからの平成29年度の上半期の金属回収量については618トンとなるなど、資源化が進んでいると評価をしているところです。

次は、7ページです。

区民、事業者、NPOとの協働として、これまでマイバッグの持参やレジ袋削減など、区民や事業者などが一体となって取り組み、成果を上げてまいりました。今後も循環型社会の形成に向けて、それぞれが役割分担して、食品ロスの削減など廃棄物の発生抑制や資源化の推進に取り組んでいきます。

次は、家庭ごみの戸別収集に関してです。集積所の管理の負担感等から戸別収集の要望が多く寄せられておりますが、経費の増大などの課題がありますので、引き続き、区民の皆さんの声を聞きながら慎重に検討を進めていく必要があると考えております。

次は、災害廃棄物の対策に関してです。首都直下地震等の災害に備え、東京都や他の自治体の状況を参考に、東京二十三区清掃一部事務組合と連携のもと、災害廃棄物処理の対策を整理してまいります。

次は計画の進行管理（PDC Aの的確な実施）に関してです。ごみの減量を着実に進めるため、事業者や区民などを巻き込んだ評価や進行管理の仕組みを検討してまいります。

8ページをご覧ください。

本計画の基本目標につきましては、杉並区基本構想で定めた杉並のまちの将来

像の一つである「みどり豊かな環境にやさしいまち」としています。

また、平成33年度の望ましい姿として、2点記載をしています。

次が、計画目標と目標達成に向けた取り組みです。

基本目標である「みどり豊かな環境にやさしいまち」を実現するため、本計画の副題でもあります、「区民が主体となりごみの減量化に向けて着実に取り組んでいける地域社会の実現」を計画目標に掲げてございます。

また、計画目標を達成するため、記載の5項目に取り組むこととしており、具体的な取り組み内容は10ページから16ページに記載しています。

次の9ページには、本計画の最終年度となる平成33年度の計画指標として、区民一人1日当たりのごみ排出量を450グラム、資源回収率を33.0%という目標を掲げてございます。

次に、これら目標達成に向けた取り組みについての説明をさせていただきます。

10ページです。

更なるごみの減量の取り組みとしましては、3点記載しています。

1点目は、食品ロスの削減を中心としたごみ減量対策の推進です。可燃ごみの40%が生ごみで、4%が未利用食品という状況を踏まえまして、官民が一体となり、食品ロスの削減に取り組めます。

具体的には、これまでの水切りによるごみの減量の取り組みに加えまして、家庭で使い切れない食品などを集めて福祉団体等に寄付するフードドライブの実施です。イベント時だけでなく、常時受け付ける窓口を設置いたしました。また、宴会の食べ残しや飲み残しをなくす30・10運動も推進をしております。

次は11ページをご覧ください。2点目は拡大生産者責任、いわゆるEPR推進の働きかけです。3Rの推進には、事業者、生産者の取り組みが不可欠ですので、引き続きEPRの考え方を生産者や国・都に要望してまいります。

3点目が事業系ごみの適正な排出のための周知です。事業系のごみは、民間事業者による処理が原則ですが、排出量の少ない事業者に対しては、区が有料で収集をしています。その際は、有料ごみ処理券を貼付してもらいますが、未貼付の事業者が少なからず存在しますので、貼付の周知とともに、公平を期すための排出指導を強化していきます。

12ページには、分別の徹底と資源化の促進の取り組みとしては、5点記載しています。

1点目は、ごみの適正排出の徹底です。依然として、古紙として資源化できる雑紙が可燃ごみとして出されるなど混在している状況がありますので、排出指導等を通して分別の徹底を図っていきます。

2点目は、粗大ごみ・不燃ごみの資源化です。家庭で不要になった家具のリサイクルや有用金属を含む金属類を選別し、資源化します。

3点目は、小型家電製品の資源化です。東京オリンピック・パラリンピックの入賞メダルの材料とするプロジェクトに参加するなど、小型家電に含まれる金、銅などの有用金属の再資源化のために、携帯電話などの15品目を回収しています。今後は、回収量の増を図るため、品目数や拠点数の増を検討してまいります。

13ページの4点目は、新たな資源分別回収品目の検討です。陶磁器など再生利用が可能なものについては、さらなる資源化を進める仕組みづくりを調査・検討してまいります。

5点目は、みどりのリサイクルです。家庭から出される剪定枝や落ち葉などについて適切な排出方法の周知や、NPOのリサイクル活動を支援してまいります。

14ページ、区民・事業者・NPOとの協働の取り組みとしましては、4点記載しています。

1点目は、資源分別の周知の徹底です。町会・自治会、商店会、不動産会社などの協力を求め、分別の周知徹底を図ります。

2点目は、集団回収への支援です。区民が主体となったりサイクル活動である集団回収を支援し、団体数や回収量の増を目指します。

3点目がふれあい収集、ふれあい連絡帳のさらなる充実（福祉との連携）です。ごみ・資源を集積所まで運び出すことが困難な高齢者や障害のある方の世帯に対しましては、戸別に収集するふれあい収集とともに、ふれあい連絡帳によりまして、高いところの電球交換や庭の草とりなどの軽作業も行っています。今後は、ごみ出しが行われていない高齢者宅への声かけや、熱中症予防の周知など、きめ細かい対応を図っていきます。

4点目は、まちの美観の確保です。ごみ資源の収集カレンダーの全戸配布や、外国人にも分別方法がわかるイラストつきの集積所看板の設置や、ごみ出しアプリの充実、カラス対策用の防鳥用ネットや黄色いごみ袋などの周知を図っていきます。

<p>みどり施策 担 当 課 長</p>	<p>15ページが、多様な情報媒体の活用と教育の充実の取り組みとして、4点記載 しています。</p> <p>1点目は、多様な情報媒体の構築です。主に若年層向けにスマートフォン用の アプリケーション「なみすけのごみ出し達人」やソーシャルメディアを活用して 情報の共有と発信し合う仕組みを充実させていきます。</p> <p>2点目は、外国人居住者への情報提供です。集積所の看板をイラストを多用し たものに変更し、スマートフォン用アプリケーションの対応言語を4カ国語から 7カ国語にするなど、外国人居住者に分別方法の周知を図っていきます。</p> <p>3点目は、集合住宅対策です。所有者、管理人、不動産会社などと連携し、ご みと資源の分別が徹底されていない単身者や学生、外国人などに入居時等での対 応を図っていきます。</p> <p>4点目は、環境学習・環境教育の充実です。子どもたちの環境に対する関心を 高めるための出前学習や大人向けの研修会を実施します。また、杉並清掃工場や 環境活動推進センターと連携した学習を支援してまいります。</p> <p>次が16ページ、公民協働による継続的な進行管理の取り組みとして、2点記載 しています。</p> <p>1点目は、PDCAサイクルによる計画指標の達成管理を毎年度の実績数値を 用いて行い、平成33年度の計画指標の達成状況を確認してまいります。</p> <p>2点目は、継続的な進行管理です。区が中心となり、NPOとの連携により、 目標達成状況の管理や事業の見える化を図るため、継続的なPDCAサイクルに 取り組んでいきます。</p> <p>次に、生活排水処理基本計画についてです。18ページになります。</p> <p>区内の下水道はほぼ100%整備が完了しておりまして、一部残存する一般家庭 のくみ取り便所のし尿は、基本的な住民サービスとして収集運搬を行っていま す。</p> <p>以下の処理主体や取り組みなどの記載の説明につきましては、時間の関係から 今回は割愛をさせていただきます。</p> <p>また、参考資料としまして、ごみ・資源の収集量などの年度別のデータを記載 しておりますので、後ほどご参照していただければと思います。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>みどり施策担当課長でございます。</p> <p>私からは、みどりの基本計画、それから緑地保全方針についてご説明をさせて</p>
--------------------------	--

いただきます。

では、資料をご覧ください。杉並区みどりの基本計画と左肩に書いてあるものになります。

こちら、見開きになってございまして、一番、開いていただいて左側のページです。左上に④という数字があるページをご覧くださいければと思います。

まず、みどりの基本計画につきましては、都市緑地法に基づきまして、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めなさいという決まりがございますので、それに基づいて策定しているものです。

将来像といたしまして、「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並」「受け継いだみどりに感謝してもっと豊かなみどりを次世代に」ということで掲げています。

続いて、その下になりますけれども、基本方針を5つ掲げています。

「身近なみどりを守ろう」、「新しいみどりを創ろう」、「みどりの質を高めよう」、「みどりでまちをつなげよう」、「みんなでみどりを育てよう」というような内容になっています。

続いて、みどりの基本計画に関する目標ですけれども、先ほども話がありましたが、まず緑被率、空から見たときに杉並区がみどりにどのくらいおおわれているかということで、区政100周年にあたる平成44年（2032年）に25%という目標を掲げているところです。

続いて、公園や広場に満足している区民の割合を80%確保すること。

それから、接道部緑化率を30%確保すること。接道部緑化率というのは、敷地の道路に面した部分の緑化です。その緑化率を30%というところで目標を掲げているところがございます。

続いて、右側のページを見開いていただきまして、この右端のページです。

「6 将来像を実現するための施策」というページがございます。

先ほどの5つの基本方針に基づいて、みどり39プランということで、39の実際の施策を挙げておりまして、それぞれの方針に位置づけています。

例えば、基本方針の1、身近なみどりを守ろうであれば、大きく、「樹木・樹林地の保全」、それから、「農地の保全」ということでそれぞれ施策を掲げています。

続いて、緑地保全方針についてご説明をさせていただきます。

資料については、色刷りのA4の見開きのものになります。

<p>会 長</p>	<p>緑地保全方針ですけれども、杉並の原風景と言えます屋敷林、それから農地といった民有地のみどりが杉並では全体の約7割というような状況になっています。</p> <p>この民有のみどり、7割のみどりを後世に引き継いでいくということがとても重要なこととなりますので、特に屋敷林、農地の保全を図っていくというところで、杉並区緑地保全方針を平成26年度に策定したところです。</p> <p>農地、屋敷林につきましては、年々減少している状況でして、課題については、1ページの真ん中にあります4つを、方針策定に当たって注視したところです。</p> <p>それに対する今後の方向性としましては、緑地保全制度の「活用・充実」、それから、「保全のためのまちづくり」、また、「マンパワーの活用」、「保全のためのPR・企画」という4つの方向性に基づいて屋敷林・農地の保全の強化を図っていくというものになっています。</p> <p>続いて、2ページ目をご覧くださいまして、具体的な取り組みになりますけれども、モデル地区での先行取り組みとして、荻窪一丁目、新しく成田西ふれあい農業公園ができた成田西三丁目の地区をモデル地区として、保全に向けた取り組みを行っていかうと事業を進めているところです。</p> <p>左側のページの下です。杉並らしいみどりの保全地区の選定ということで、10カ所を選定したところです。その地区につきましては、一番最後のページをご覧くださいまして、杉並らしいみどりの保全地区ということで、地図上に10カ所、緑の丸と、赤枠で緑の丸、合わせて10カ所を選定したところです。こちらにつきましては、みどりの顕彰制度で、後世に残したい屋敷林ということで、皆様から募集をして顕彰した屋敷林がございますので、そういったものを中心として、みどりの保全地区10カ所を選んだところです。その10カ所のうちの1地区については、先ほどのモデル地区として先行的に取り組みをしております荻窪一丁目、成田西三丁目が含まれているというような状況です。</p> <p>私からの説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。かなり詳細な説明の部分もあったかと思います。3課長から3つの計画についての説明がありました。</p> <p>私もそうでしたが、最初にお話を聞いてもよくわからないと思いますので、少し補足をします。杉並区一般廃棄物処理基本計画の3ページを見てください。3ページ、左下のところに大体の概念図が書いてあります。</p>
------------	--

首長さんがかわれば、当然、基本構想というものが変わりますが、この基本構想を実現するために総合計画と実行計画というのがあります。それをさらに具体的にするために、杉並区環境基本計画というのがあります。これが昨年、審議会が諮問を受けて、答申したものになります。

それとは別に、説明にもありましたが、国の法律というのと各自治体の条例というものがございます。法律を受けて行わなければいけないものというのもあります。この一般廃棄物処理基本計画というのは、さっきご説明にもあったと思いますし、このページの上のほうにも書いてありますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づきというのがあります。ですので、全部まとめればいいのかもしれませんが、そうもいかないと。環境基本計画の中にももちろん含んでいるわけですが、それとは別に、一般廃棄物処理基本計画というものを立ち上げなければいけないというのを、ご理解いただければと思います。

それと、もう一つ、みどりの基本計画も説明が口頭でありましたが、都市緑地法、これは書いていなかったと思います。口頭で説明がありましたが。都市緑地法というのに関係してつくっていますよという説明が口頭でございました。

そういった形で、条例、つまり自治体のものに基づいてつくっているものと、それだけではなくて、法律とも関係してつくっているものというのがあるというのを、まずご理解いただきたいと思います。

環境基本計画と一般廃棄物処理基本計画については、昨年度に諮問を受け、答申を行い、改定されたという状況です。

廃棄物は非常に細かい説明で、わかりやすいと思いますが、環境基本計画は製本が8月中旬ということなので、お手元にありませんが、かなり細かい施策がそれぞれ90か95ぐらいあります。それが、先ほどの5つの目標にぶら下がっている形になっています。それぞれを実現するために、そういった細かい施策が設定されているうちの代表的な数値目標となるものを、先ほど環境課長からご説明をいただいたといった形です。

それから、本来であれば、審議会というのは、諮問を受けて、答申をするのがメインの仕事ですけれども、皆様が今年から2年間担当される平成30年、31年度というのは、諮問はない予定です。したがって、先ほどから事務局のほうからも説明があったとおり、これらの基本計画に対して、どういった施策が行われてどういう結果であったかというのが、12月に予定されている第2回で環境白書という形で報告があります。それに対して皆様から意見をいただくというのが、

	<p>今年、来年あたりの中心となる皆さんのお仕事ということです。</p> <p>全体の体系と皆様の与えられているお仕事というのはこういったことだというのを、まずご理解いただきたいです。</p> <p>それと、余談ですけども、今回を含め、大体年3回ぐらいで、おおむね2時間ぐらいをそれぞれ設定していると。次は12月ぐらい、その次は3月、あるいは5月頃にと、先ほど、事務局から説明がありました。</p> <p>どうしても内容が多岐にわたっているので難しいと思いますが、質問、もしくは確認しておきたいことというのがございましたら、どうぞ遠慮なく挙手でお願いいたします。</p>
K 委 員	<p>杉並区環境基本計画について質問したいと思います。</p> <p>これも基本計画ですので、もう既に計画されたということなのでしょうけれども、ここで自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取り組みという、何ページでしょうかね、ありまして、主な取り組みとして、次世代自動車の普及促進、電気自動車、燃料電池自動車の普及啓発、公用車への導入を検討するというふうに書かれていますね。素人考えですけども、今は電気自動車、電気自動車と言われていますが、それで本当に電気量というのがもつのかしらというのが疑問なんです。東京前都知事のとときに、水素社会をつくるということを提唱されていまして、私はそれ、とてもいいなと思ったんですけども、都知事が交代しましたら、全然、もうその話は耳にしなくなりましたが、そういうふうな水素自動車みたいなことを計画に入れていこうというような議論は全然なされなかったのでしょうか。それから、これからもそういう発想はないのでしょうか。</p>
会 長 環 境 課 長	<p>お願いします。</p> <p>環境課長からお答えいたします。</p> <p>水素自動車というのは、今回、ご説明いたしましたこの概要版の中に、自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取り組みのところに絵が描いてあります。H<sub>2</sub>なみすけ号と書いてあるのが水素を使った自動車です。いわゆる燃料電池自動車というのは水素を使った自動車です。杉並区では、このH<sub>2</sub>なみすけ号を1台導入いたしまして、環境学習、環境教育等に活用しています。</p> <p>また、東京都は、水素を使う、燃料電池バスの普及にも取り組んでいます。</p>
会 長 G 委 員	<p>ほかにかがでしょうか。どうぞ。</p> <p>環境基本計画の(2)の循環型社会を目指す取り組みについてです。食品ロス低減に向け、前期の委員も入って、杉並もつたいない運動の推進ということで委員</p>

	<p>会を立ち上げました。私もその委員会に参画させていただきました。何回か委員会が開かれましたけれども、これにつきましては、年末、忘年会とか新年会とかそういうときには、例の30・10運動として、食品ロスをなくそうということで、飲食店にもいろいろPRしたということを委員会の中でも話し合いました。最近では余り委員会は開かれないのですが、平成30年度も、もったいない推進委員会というのは継続ということによろしいのですか。</p> <p>それから、PDCAの成果をすぐ求めてはいけないのでしょうかけれども、もったいない運動としては一応成果が上がっていると見てよろしいのでしょうか。その辺の評価はいかがでしょうか。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>所管であるごみ減量対策課のほうからお答えいたします。</p> <p>もったいない運動につきましては、いろいろとお世話になっております。</p> <p>最近は開いていませんけれども、委員会で話し合っていた内容を、今後、実行していくということになります。</p> <p>今行っているのは、フードドライブとして、常時受け付けをする窓口を4か所開設しておりまして、いろんな方から寄付をしていただいていると。あわせて、イベントのときにも寄附をいただいていると。</p> <p>今後につきましては、事業者の方にもご協力いただくということで、今現在、取り組みをどういうふうな形でするかということ、事務局で検討していますので、今年中には委員会を開催する予定です。現在、事務局のほうで取り組みの方針等々については検討しているところでございますので、もう少しお待ちいただければと思います。</p>
<p>会長 I 委員</p>	<p>ほかはいかがでしょう。どうぞ。</p> <p>みどりの実態調査についてですが、緑被率が残念ながら0.4ポイント下がってしましまして、平成30年度の目標の23%に達しなかったということだと思っておりますが、今後、目標の25%に向けて増やしていくための施策としては、どのようなところを重点的にされるおつもりなのかをお伺いしたいと思います。</p> <p>あと、そのことに関連して、この調査結果ですと、樹林の減少がすごく著しいのですけれども、具体的にいうと、調査結果634か所、147ヘクタールで、345か所減少、31ヘクタールの減少。箇所でいうと、1,000か所ぐらいあったのが、3分の2に5年間で減ってしまったと。</p> <p>樹林といってもいろいろ、公園とか、屋敷林とか、社寺林とかあるのですが、今日配付された資料「みどりの実態調査」を拝見しますと、屋敷林が前回調査で</p>

	は412か所あったのが157か所に減少してしまったというところも踏まえて、お答えをお願いしたいと思います。
会 長	失礼しました。今の内容は、恐らく資料1の内容だと思うんですね。まだ議題の途中で、議題の6がまだ終わっていないので……
I 委 員	ああ、そうですか。失礼いたしました。
会 長	次の議題で、多分、そこをあわせてご説明いただくということで、よろしいですかね、事務局。
I 委 員	大変失礼しました。
会 長	今のお話は後ほどということで、今、ここでは、議題6の関連計画の説明につきまして、ほかにご質問がございましたら。どうでしょうか。どうぞ、はい。
Q 委 員	杉並区みどりの基本計画がありますけれども、多くのいろんな施策がPDCAで回っているというお話かなというふうに、今までのお話で聞いたんですけども、こちらの6の将来像を実現するための施策というのがありますけれども、みどりの39プランですが、これに対するPDCAを回すための基本的な数値はあるのでしょうか。どういう形で回していくのかというのをお話しいただけたらと思います。
みどり施策 担当 課 長	こちらにつきましては、記載にございませんけれども、事務事業評価ということで、各事業が毎年どうだったかというのを評価しています。そういった中で、今後どうしていけばいいかというところを考えていくというような状況です。
Q 委 員	ありがとうございます。 では、事業評価の詳細をこちらのこの会に提出して見せていただくことは可能なのでしょうか。
みどり施策 担当 課 長	環境白書の中に細かい数値については掲載されるものがございますので、そういった中でご報告ができていますのかなというふうには認識してございます。
会 長	もし簡単に、例えば、あるものについて数値が今すぐ、環境基本計画じゃなくて白書とか、資料編から、もし口頭でご説明できるようでしたら。今は無理だということでしたら、別にそれはそれで構いません。
みどり施策 担当 課 長	具体的な数値をお話しすればよろしいですか。
Q 委 員	そうですね。樹木等の保護指定制度の充実といったら、PDCAでは目標値を立ててというようなことがあるかと思いますが、実際は何件の予定がこうなったとか、PDCAでは結果としてこういうふうにとか、そういうようなもの

	<p>がこの39のプランの全体像が見えるような形で何かございましたら、わかりやすいんですけれども、いかがでしょうか。</p>
みどり施策 担当課長	<p>39全てについてそれぞれ目標を掲げているというようなところではございませんので、資料としてはございません。申しわけありません。</p>
Q 委員	<p>せっかく39プランでうたっているのに、こんなにたくさん区は考えてやってくれているんだ、みどりのために頑張っているんだというようなものが見える化をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。</p>
みどり施策 担当課長	<p>そうですね。区でこういうことをやっているということを皆さんにお知らせするということはとても重要なことだと思いますので、何らかの形でお知らせできるように検討していきたいと思います。</p>
会 長	<p>そのほかに。はい、どうぞ。</p>
F 委員	<p>生活排水の処理基本計画のところですけども、生活排水が100%下水道処理、100%誘導するよというように18ページにありますが、今、23区、杉並区もそうですけれども、合流式下水道になっていて、雨が3.8ミリ降れば、各家庭からのトイレの水、それから台所からの排水、全て善福寺川とか妙正寺川、神田川にそのまま流れ込んでいるという状況なので、全てを下水道処理に回したから、それで全て解決ということではないと思うんですね。</p> <p>合流式下水道のそのことについて、全然触れていないというところが、ちょっとこれからまずいのではないかと思うんですけども、それを、合流式下水道をもう少し改良して、今、できるだけ川に流し込まないような工夫を善福寺川沿いでも進んでいるとは思いますが、もう少しその現状をここに書いたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
会 長	<p>どうぞ。</p>
ごみ減量対策課長	<p>この生活排水処理基本計画は、家庭から出るし尿、その計画をするものでありまして、雨水だとかそういうものについては計画化していないので、それを入れるというご要望ということですか。</p>
F 委員	<p>雨水じゃなくて、雨が3.8ミリ降ると、家庭のし尿が全て川に流れ込んでいるのが状況だということを、区民の皆さんにはっきりと伝えたほうが、改良することにつながるのではないかと考えているので。</p>
ごみ減量対策課長	<p>この排水処理計画につきましては、例年、このような形で計画化しているものですので、今、ご意見いただきましたので、次回の改定の際については、ご参考にさせていただきたいと思います。書ける範囲というのは、どのような形で表</p>

<p>会 長 K 委 員</p>	<p>現されるかは、検討させていただきたいと思います。 どうぞ。</p>
<p>みどり施策 担 当 課 長</p>	<p>この杉並区緑地保全方針（概要版）ですが、裏に、杉並らしいみどりの保全地区として10地区が出ております。そのうちの阿佐谷北一・五丁目地区というのがあるんですけども、これは、今、建てかえの計画が進んでいるところだと思っておりますけれども、その前のページで見ますと、保全制度の活用・拡充で、所持していらっしゃる方たちと相談の上、保全していくというような内容なんですけれども、私の聞いている範囲では、今、ここは病院が建てかわるみたいな話も聞いているんですけども、そのあたりのすり合わせはどうなっているのでしょうか。</p>
<p>みどり施策 担 当 課 長</p>	<p>こちらにつきましては、策定されたのが、阿佐谷の北東地区のまちづくりの具体的な動きが出る前というところもありましたが、現状として、区を代表するような屋敷林となっていますので、今後、病院等の計画が進んでいく中で、みどりについてはなるべく残していくような形で、当時の面影が残るような形でということで、みどりを担当する部署としては、働きかけていきたいというふうに考えているところです。</p>
<p>会 長 Q 委 員</p>	<p>ほかにはよろしいでしょうか。どうぞ。 今のお話ですけども、説明会に伺いますと、このくらいは残るとするのは区のほうから出してくださってあります。でも、それが、私たちが期待しているみどりが多いということと、どの程度かなえられるのかということと難しいなと思うのと、あと、計画が完成した暁には、道路沿いの植林もしますし、ですから緑被率、緑化はしっかりとしますと言ってくるんですけども、環境全体のことを考えたら、生態系の保全とか、それから地域の生物多様性ということから考えると、その辺も考えた施策をしていただくように働きかけていただけるようになるのでしょうか。</p>
<p>みどり施策 担 当 課 長</p>	<p>みどり部門としましては、今、委員がおっしゃられたように、生態系の保持ですとか周辺環境の保全というところもございますので、なるべくみどりについては多く残していただきたいということで、同じ話の繰り返しになってしまっている申しわけないのですが、働きかけを行っていくというところで考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>このあたりでよろしいですかね。みどりについては、皆さん、興味があって、各種質問がありました。</p>

<p>みどり施策 担当課長</p>	<p>今後、環境教育の専門家の委員もいらっしゃいますし、エネルギーの専門家の委員もいらっしゃいますので、12月の環境白書のときには、ぜひその辺の参考になるようなご意見いただければなというふうに思います。</p> <p>それでは、「報告事項」に入りたいと思います。</p> <p>事務局からご説明をお願いいたします。</p> <p>私のほうからは、「平成29年度杉並区みどりの実態調査（第10回）結果の報告について」ということで、ご報告をさせていただきます。</p> <p>使います資料は、A4の黒刷りのもの1枚と、それから、概要版ということで色刷りのA4で4ページのものになります。</p> <p>1色刷りのものに基づいてご説明をさせていただきます。</p> <p>みどりの実態調査につきましては、杉並区みどりの条例に基づいて、杉並区内のみどりの実態を把握するという目的のために、昭和47年からおおむね5年ごとに実施しているものです。今回、29年度の調査で10回目となります。</p> <p>調査の特徴といたしましては、緑被率等につきましては、航空写真の撮影から集計までデジタル処理化を行っているというような状況です。</p> <p>調査対象区域は杉並区全域、3,406ヘクタールになります。</p> <p>調査期間は平成29年6月1日から平成30年3月30日まで。航空写真を撮ったのは平成29年6月10日です。</p> <p>主な結果でございますけれども、緑被率につきましては、空から見たときにどのくらいみどりにおおわれているかというものになりますが、21.77%、こちらについては、前回、平成24年の調査から0.4ポイント減となっているような状況です。</p> <p>樹木については3万5,914本。こちらは1,516本減となっています。</p> <p>樹林は634カ所、147.24ヘクタール。こちらについては、前回と比べると345カ所の減、それと31.06ヘクタールの減というところ です。</p> <p>接道部緑化率につきましては24.61%となっておりまして、0.15ポイントの減です。</p> <p>壁面緑化については827カ所、3万511平米となっておりまして、311カ所の減になっていますが、面積としては5,280平米増えているというような状況です。</p> <p>屋上緑化については2,288カ所、7万6,639.53平米ということで、箇所、面積とも増えているような状況となっています。</p> <p>みどり率については22.86%、こちらは0.39ポイントの減となっています。</p>
-----------------------	---

	<p>先ほども説明しましたが、みどりの基本計画の中では、最終目標ということと、あと、中間目標もございまして、中間目標の年次は、平成30年ということで掲げています。緑被率については23%、対して、今回は21.77%。接道部緑化については25%に対して、今回29年度の調査、24.61%というような状況です。</p> <p>先ほどのご質問にありましたけれども、今回、緑被率が0.4ポイント減となっています。大きな原因については、先ほど委員からのお話にもありましたが、樹林地の減少が大きく響いているところかなというふうに考えています。特に、樹林の中でも屋敷林の減少が大きいというような結果になっていますので、今後につきましては、先ほどご説明しました杉並区緑地保全方針、特に屋敷林、それから農地を保全していくというところでも取り組む方針をつくりましたので、それに基づいて事業を進めていきながら、減少に歯どめをかけていきたいと考えています。</p> <p>それと、概要版としまして色刷りのものですが、先ほどご説明した結果の内容をグラフ等でわかりやすくお示したのになっています。</p> <p>私からは以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに。大丈夫ですか。以上でよろしいですか。</p> <p>どうぞ。</p>
Q 委 員	<p>すみません。よくわからないのですけれども、わかりやすく単位を統一していただけたらいいのですが、ヘクタールと平方メートルを1つの単位にしてください。すみません。</p>
みどり施策 担 当 課 長	<p>そうですね。実は、1ヘクタールは1万平米になるので、どっちに合わせたほうがわかりやすいか、わかりにくいかというところがあるのですが、例えば、樹林地について、147.24ヘクタールについては……</p>
Q 委 員	<p>逆に、ヘクタールでお願い……。ヘクタールに直してもらってもいいですか。</p>
みどり施策 担 当 課 長	<p>今、口頭でお話してしまってよろしいですか。</p> <p>壁面緑化については、3.0511ヘクタールになります。プラスの面積が0.528ヘクタール。屋上緑化については、7.663953ヘクタール、プラス増加の面積が0.565511ヘクタールです。こちらに載っている数値については、そのような状況になります。</p>
会 長	<p>ほかによろしいでしょうか。どうぞ。</p>
G 委 員	<p>この現状の緑被率21.77%というのは、例えば、私どもが都内のいろんな会合</p>

	<p>で、僕は杉並区に住んでいますと。緑被率が22%もあるんだよということで自慢できるのか。いや、杉並なのにそんな少ないのかというのか。要するに、当然、千代田区とか港区は少ないはずです。それは私もわかるんですけど、例えば、近隣の練馬区とか世田谷区とか、要するに、この現状の数字と、あと目標の25%も、これを我々としてはどう評価すればいいのかというのは、1つには、やっぱり周りの地域がどうかということで、多摩地区なんか当然もっと多いでしょうけれども、杉並としては、ここに色刷りのもので見ると、昭和47年は24.02%だったものがぐんぐんと減ってきて、平成9年を底として、平成14年からまた増加しているんですけど、ちょっとこの辺の要因は別としまして、この絶対値の25%なり、現在の調査結果の21.77%は、他地区と比べてどうなのでしょう。その辺を我々区民としては知っておきたいんですけども。</p>
みどり施策 担当課長	<p>お配りしておりますこちらの実態調査の冊子の資料をお持ちでしたら、そちらの29ページをご覧くださいと、東京23区の状況が載っています。杉並区については上から4番目というような状況です。ちなみに、練馬、世田谷、港、杉並と。一番多いところでも、練馬区の24.1%ということになっておりますので、目標の25%については、現状の練馬区よりはもう少し多いというような率ということになります。</p>
会 長	<p>よろしいですか。</p>
G 委 員	<p>大丈夫です。</p>
会 長	<p>その大体25%という数字の設定も、このあたりから来たところなのでしょうか。</p>
みどり施策 担当課長	<p>そうですね。失礼しました。25%については、先ほど委員からお話があった昭和47年、一番最初のときの調査が24%ということもありましたので、その当時というところと、切りがいい数字というところで25%というような数値を掲げているような状況です。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p>
G 委 員	<p>海外はどうでしょうかね、ロンドンなんか。みどりが多いと言われてはいますけれども。</p>
みどり施策 担当課長	<p>申しわけありません。海外、ロンドン等については、数字を持っておりません。申しわけありません。</p>
会 長	<p>はい、どうぞ。</p>
Q 委 員	<p>23区では、都内市町村はいかがなのでしょう。</p>

みどり施策 担当課長	申しわけありません。市町村についても、今、手持ちでは持っていません。いずれにしろ、多摩地区等を含めれば、杉並よりは多いところではあると思うのですが、都内全体でどうかというところは、申しわけありません。今、資料がないので、ご説明できない状況です。
Q 委員 みどり施策 担当課長 会 長	次回にいただければ。 はい。ご説明するようにいたします。 ありがとうございました。
ごみ減量対策課長	先ほども説明がありましたが、緑地保全方針のほうで、今年度からは、昨年度までのモデルを拡大して進めていくということですので、今後、進捗等お知らせいただければというふうに思います。 それでは、次の報告事項をお願いいたします。 ごみ減量対策課長です。 「平成29年度ごみ収集量及び資源回収量について」、本年6月に確定値が発表されましたので、それに基づいて資料を作成いたしました。 資料2をお手元のほうにお願いいたします。 平成29年度のごみ収集量につきましては、1番目に記載していますが、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ合計が9万6,703トンとなっており、平成28年度と比較しまして約73トン、0.1%の増となっています。 2番目の区民一人1日当たりのごみ排出量につきましては、29年度は470グラムとなっておりまして、28年度からは4グラム、0.8%減少しております。また、23区中の順位につきましては、7年連続で最少となっています。 続きまして、裏面をご覧くださいいただければと思います。 3番は、し尿の収集量で、29年度につきましては26トン、28年度と比較して約5トン、16.1%の減少となっています。収集戸数については27戸で、増減はございません。 4番目の資源回収量につきましては、行政回収と集団回収に大きく分けています。行政回収につきましては、資源回収量は合計で2万9,717トン、28年度と比較しまして451トン、1.5%の減少です。集団回収による資源回収については6,082トン、こちらも同じく28年度と比較して248トン、3.9%の減少です。行政回収、集団回収の合計は3万5,799トンで、28年度と比較すると699トン、1.9%の減少で、資源回収量については減少しているという状況です。

会 長	私からは以上です。
ごみ減量対策課長	ありがとうございます。 まず、確認ですけれども、杉並区の人口は増えているのですか。その一人当たりというのは、当然、人口が変われば変わってくると思いますけれども。
ごみ減量対策課長	人口は毎年大体5,000人ぐらい増えていまして、現在、最新だと56万6,000ということで、年々増えている状況です。
会 長	ということは、1%ぐらい増えているのですかね、人口としては。
ごみ減量対策課長	大体約5,000人程度増えていますので、1%ということです。
会 長	可燃ごみだけ見ると0.3%増えましたということで、最終的には、一人当たりは減っているということですね。というのが現状認識でよろしいですよな。
	すみません。私から一応事前に確認させていただきました。
	この件につきまして、ほかにご意見等ございましたら。ご質問。はい、どうぞ。
K 委 員	今、ペットボトルの処理が世界的に困っているというよう認識しているんですけども、杉並区は、この行政回収したペットボトルというのはどのように処理なさっているのでしょうか。
会 長	お願いします。
ごみ減量対策課長	行政回収をしたものにつきましては、容り法の関係で、割り当てられた会社とか、業者のほうに引き渡しをしています。
K 委 員	順調に進んでいるということですか。
ごみ減量対策課長	回収量については、順調です。
会 長	容器包装リサイクル法に基づいて、役所のほうからそこにお金を払って業者に品物を渡して、そこで再商品化ということを実施しているという感じですね。
	ほかに。どうぞ。
R 委 員	私の地区は、戸別でごみを出す家が増えてきたんですね。そのために、ごみの量は減ったというふうには聞いてはいるのですけれども、現状、出すほうの人は出しにくくなったという話があります。出し方の問題も、マナーが悪かったり、かごを出しておく、そのかごがいつまでも出してあるので、風で飛んで道路のほうに行ったりしてちょっと迷惑な様子があったりするので、出しにくいから、直接、処理場のほうへ持っていくというふうには、考えている人がいるという話をお聞きしているのですけれども、そういうことに、どのように対処をされていくのでしょうか。

杉並清掃事務所長	清掃事務所長ですが、集積所での収集が基本となっておりますけれども、多摩地区では戸別収集というのが進んでいる中で、ごみの減量の一つの要因にはなっているのかなと思いますけれども、その中で、ごみを出しにくいから直接工場のほうにというちょっとご意見というのは、実は私のほう、初めて聞きまして、例えば、プライバシーの問題とかそういったことで懸念されているということなのでしょうか。
R 委員	はい。そういうこともあります。家にいないときには、ごみ箱を出すことができないので、そういうときは、ごみが出せないから、結局、家にたまってしまって、出しにいけないから、もうしょうがないので集積所へ持っていくという話を聞いています。
杉並清掃事務所長	実は、杉並の場合、高井戸に清掃工場がございますけれども、工場に直接、一般の方が持ち込みをするということではできません。
R 委員	持っていったら受け取ってもらえたという話を聞いたので、私もそんなことであるのかなと思ったんです。
杉並清掃事務所長	多分、それはないかと思います。許可を受けた事業者でないと、ごみは工場のほうには持ち込むことはできませんので、仮に、杉並区でも戸別収集が開始されたとしても、そういったこと、持ち込みということは想定できるものではないとお答えいたします。
R 委員	わかりました。ありがとうございました。
会長	ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
O 委員	計画では、資源の回収について、33年度、資源回収率33%を目標にするように書いてあります。杉並区一般廃棄物処理基本計画の9ページにそう書いてあるのですが、後ろのほうの実際に出ているのを見ていると、古紙はどんどん減ってきていますよね。20ページはごみで、次の22ページのところに資源回収量というのがありますが、この24年度から28年度の資源回収量を見ていると、全体として杉並の人口は増えているけれども、回収量は右肩下がりのように見えていて、中身を見ると、古紙はどんどん減っている。瓶も減っている。缶も微少、下がってきて、プラスチックが余り変わらない。紙は皆さん新聞をとらなくなってきているし、段ボールはいっぱいうちにも子供たちが買ったもので届くんですけどけれども、どの辺をどういうふうにご努力したらこの33%の目標に結びつくのかがちょっとわからなくて、質問させていただきました。
会長	どうぞ。

<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>ごみ減量対策課長です。</p> <p>この資源回収率を今回改定する際に、部会のほうでいろいろとご議論いただいた経緯がございまして、かなり高い目標だということで議論がございました。でも、区民の意識の向上を図りつつ、資源についても回収率を上げていこうということで、あえて高い目標数値をここに掲げているものです。</p> <p>委員がおっしゃられるように、古紙につきましては、雑誌だとか新聞がデジタル化して発行部数も減っている中、全体のごみは減っていますので、資源として出てくる量についても減っているという状況です。</p> <p>しかし、まだまだ可燃ごみの中に雑紙というものが、かなりあるので、それを少しでも古紙のほうに回していくような努力をしていくとか、そういう形でできることから始めていこうということで、高い数値目標を掲げています。</p> <p>また、先ほどご説明いたしました陶磁器なども今後の資源の中には入るのかなということで、今、検討しているところですので、この数値については、高い数値をあえて掲げたという経緯がございまして。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。</p> <p>個人的には、この資源回収率というのの設定自体が少しちょっと無理があるのかなという気はします。もともとの考え方自体、おっしゃったとおり、ごみは徐々に減っているのは確実で、その中で資源としてできるものの比率が果たして増えていくのかというのは、やや疑問があります。たしか部会でもそういう話が出たと思います。ですので、次期改定のときには、その目標自体、少し考えたほうがよろしいのかもしれない。今後も、恐らくこの点については、環境白書の説明等の中でまた議論がされるかと思えます。</p> <p>議題としましては以上になります。</p> <p>事務局から連絡事項等ありましたら、お願いします。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>先ほども申し上げましたとおり、環境基本計画の冊子につきましては、8月中旬ごろに郵送でお届けさせていただきます。</p> <p>次回の審議会につきましては、先ほどスケジュールでお話ししたとおり、環境基本計画の進捗状況をまとめた環境白書をご報告させていただく予定です。開催時期は12月ごろの開催を、現在、予定しておりまして、日時につきましては、改めてご案内をさせていただきます。</p> <p>また、お手元にあります参考資料のファイルは、お持ち帰りになる必要はございませんので、置いていっていただいて構いませんので、よろしく願いいたし</p>

会 長	<p>ます。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>環境白書は、前年度の結果を踏まえたものを事務局のほうで取りまとめたいただいています。そこに、作成段階で審議会が意見を言うべきではないかというようなご意見も過去にありましたが、そこは行政主体といえますか、事務局で作成したものに対して、審議会が評価・チェックするというような位置づけで考えておりますので、そこはぜひともご理解、ご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>当審議会は、PDCAのサイクルの評価・チェック機能という位置づけだと思っております。</p> <p>それでは、以上で第71回杉並区環境清掃審議会を閉会いたします。</p> <p>お疲れさまでした。ありがとうございました。</p>
--------	--